（注）
１．事業再編関連措置を行う事業者が３者以上の場合は、１．中「乙」に続けて、３者目以降の事業者を「丙」、「丁」等として記載する。
２．国内売上高合計額は、直近事業年度におけるものを記載する。
３．国内売上高合計額の算出の根拠は、企業結合集団（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第10条第２項に規定する企業結合集団をいう。）に含まれる会社のそれぞれの国内売上高、議決権保有割合（事業再編関連措置を行う事業者の属する企業結合集団に属する会社等が取得し、又は所有する当該事業者の最終親会社の子会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該子会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。）その他の国内売上高合計額の算定の根拠となる内容を記載する。
４．申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況は、事業再編関連措置に係る商品又は役務に関する事業再編関連措置を行う事業者の同業者の中において占める地位、市場占有率その他の競争の状況を把握するために参考となるべき事項及び事業再編関連措置に併せて採ることとする措置の内容を記載する。

別表７

事業再編に伴う二以上の事業者が認定事業再編計画に従って事業再編のための措置を共同して行うことに関する書面による合意の内容及び事業譲渡等に係る条件の公正性を担保するために講ずる措置の内容

| | |
|---|---|
| ①　（二以上の事業者が共同して事業再編計画の認定を受けようとする場合において、当該二以上の事業者のいずれか一の事業者及び当該事業者が発行済株式の全部を有する株式会社が特定関係事業者の総株主の議決権の三分の二以上を有している場合以外の場合のみ記載）<br>当該二以上の事業者が認定事業再編計画に従って事業再編のための措置を共同して行うことに関する書面による合意の内容 | |
| ②　（法第28条第１項各号若しくは第２項各号に掲げる行為又は同条第５項の株式等売渡請求（以下別表７において「事業譲渡等」という。）について特定関係事業者とその取締役との利益が相反する状況にある場合その他の不公正な条件で事業譲渡等が行われることにより特定関係事業者の株主の利益が害されるおそれがある状況にある場合のみ記載）<br>不公正な条件で事業譲渡等が行われることにより特定関係事業者の株主の利益が害されるおそれがある状況の内容及び事業譲渡等に係る条件の公正性を担保するために講ずる措置の内容 | |

（注）①には、二以上の事業者が共同して事業再編計画の認定を受けようとする場合において、当該二以上の事業者のいずれか一の事業者及び当該事業者が発行済株式の全部を有する株式会社が特定関係事業者の総株主の議決権の三分の二以上を有している場合以外の場合に、当該二以上の事業者が認定事業再編計画に従って事業再編のための措置を共同して行うことに関する書面による合意の内容を具体的に記載する。
②には、事業譲渡等について特定関係事業者とその取締役との利益が相反する状況にある場合その他の不公正な条件で事業譲渡等が行われることにより特定関係事業者の株主の利益が害されるおそれがある状況にある場合において、当該状況の内容及び事業譲渡等に係る条件の公正性を担保するために講ずる措置の内容を具体的に記載する。

別表８

事業再編に伴う法第29条第１項に規定する株式の併合の内容

| | |
|---|---|
| ①　資本金等の額の減少と同時に行う株式の併合の内容 | |
| ②　一単元の株式の数の減少又はその数の廃止の内容 | |

（注）①には、資本金等の額の減少と同時に行う株式の併合の内容について、併合比率及び予定の年月日を含め要約的に記載する。
②には、一単元の株式の数の減少又はその数の廃止の内容について記載することにより、株式の併合後各株主がそれぞれ有する単元の数（当該株式の併合と同時に単元株式数を廃止する場合にあっては、各株主がそれぞれ有する株式の数）が、当該株式の併合前において各株主がそれぞれ有する単元の数を下回ることがないことを明らかにすること。

別表９

事業再編に伴う法第30条第１項に規定する株式の発行又は自己株式の処分及び特定株式等取得の内容

| | |
|---|---|
| ①　（公開買付け（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第27条の２第６項に規定する公開買付けをいい、外国におけるこれに相当するものを含む。以下別表９において同じ。）の方法により特定株式等取得をする場合のみ記載）<br>公開買付けにおいて取得する予定の他の株式会社又は外国法人の議決権の数の下限 | |
| ②　（公開買付けの方法以外の方法により特定株式等取得をする場合のみ記載）<br>特定株式等取得において取得する予定の他の株式会社又は外国法人の議決権の数又はその下限 | |
| ③　①又は②の数の議決権を取得した場合の他の株式会社又は外国法人の総議決権に占める事業者が保有する当該他の株式会社又は外国法人の議決権の数の割合 | |
| ④　法第30条第１項の規定により発行することが見込まれる株式又は処分することが見込まれる自己株式の数 | |
| ⑤　法第30条第１項の規定による株式の発行又は自己株式の処分の結果として同項の子会社が保有することと | |